

静岡県公安委員会規則第4号

運転免許取得者教育の認定の管理等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月1日

静岡県公安委員会委員長 生座本 磯 美

運転免許取得者教育の認定の管理等に関する規則の一部を改正する規則

運転免許取得者教育の認定の管理等に関する規則（平成12年静岡県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）<u>第38条の4の4</u>及び運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「国家公安委員会規則」という。）の規定に基づき、運転免許取得者教育の認定の申請（以下「認定の申請」という。）及び運営管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続）</p> <p>第6条 国家公安委員会規則第13条のフレキシブルディスクは、<u>工業標準化法</u>（昭和24年法律第185号）に基づく<u>日本工業規格</u>（以下「<u>日本工業規格</u>」という。）X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>2 前項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。</p> <p>(1) <u>トラックフォーマット</u>については、<u>日本工業規格</u> X6225に規定する方式</p> <p>(2) ボリューム及びファイル構成については、<u>日本工業規格</u> X0605に規定する方式</p> <p>(3) 文字の符号化表現については、<u>日本工業規格</u> X0208附属書1に規定する方式</p> <p>3 第1項の規定によるフレキシブルディスク</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）<u>第38条の4の6</u>及び運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「国家公安委員会規則」という。）の規定に基づき、運転免許取得者教育の認定の申請（以下「認定の申請」という。）及び運営管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（フレキシブルディスクによる手続）</p> <p>第6条 国家公安委員会規則第13条のフレキシブルディスクは、<u>産業標準化法</u>（昭和24年法律第185号）に基づく<u>日本産業規格</u>（以下「<u>日本産業規格</u>」という。）X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>2 前項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。</p> <p>(1) <u>トラックフォーマット</u>については、<u>日本産業規格</u> X6225に規定する方式</p> <p>(2) ボリューム及びファイル構成については、<u>日本産業規格</u> X0605に規定する方式</p> <p>(3) 文字の符号化表現については、<u>日本産業規格</u> X0208附属書1に規定する方式</p> <p>3 第1項の規定によるフレキシブルディスク</p>

への記録は、日本工業規格 X0201及びX0208に規定する図形文字並びに日本工業規格 X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

4 第1項の規定によるフレキシブルディスクには、日本工業規格 X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

(1)・(2) (略)

への記録は、日本産業規格 X0201及びX0208に規定する図形文字並びに日本産業規格 X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

4 第1項の規定によるフレキシブルディスクには、日本産業規格 X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

(1)・(2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第1から別記様式第4までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。